

呉地域医療構想調整会議病床部会設置運営要領

呉地域医療構想調整会議会長

呉地域医療構想調整会議設置要綱（平成 27 年 7 月 24 日施行。以下「設置要綱」という。）第 5 条の規定により，病床部会の運営に関して必要な事項を次のとおり定める。

第 1 条 設置要綱第 3 条第 5 項の規定により，必要に応じて，病床機能報告対象の病院及び有床診療所に所属する委員並びに会長のみで調整会議を開催することとし，病床部会として運営する。

第 2 条 設置要綱第 3 条第 6 項の規定により，病床部会の会議には，圏域内の病床機能報告対象の病院及び有床診療所（委員の所属する施設を除く。）の代表者の出席を求めるものとする。

第 3 条 病床部会には，部会長 1 名，副部会長 2 名を置くこととし，会長が指名する。

第 4 条 病床部会では，病床機能の分化と連携に関する事項等を協議する。

第 5 条 病床部会部会長は，必要に応じて，病床部会に，分科会を設置することができる。分科会の会長は，病床部会部会長が指名する。

附 則

この要領は，平成 29 年 6 月 日から施行する。

病床部会での検討の進め方について（案）

＜第1回病床部会＞（7月下旬頃）

- 1 地域医療構想の趣旨を説明（昨年度のQ & A等）
- 2 呉圏域の現状と調整の方向性を確認
 - ・高度急性期 基幹3病院で協議
 - ・急性期 急性期病床について協議
 - ・回復期 回復期病床の確保等について協議
 - ・慢性期 慢性期病床，在宅医療の実施・支援等について協議
- 3 病床機能の意向調査について説明
- 4 分科会に分かれて協議
 - ・自己紹介，各病院の状況を順次発言，協議・情報交換等

＜病床機能の意向調査＞（8月中）

- ・次の事項について，院内で検討の上，8月末までに提出
 - ・自院で選択した6年後の各病棟の病床機能
 - ・上記選択の考え方等

＜第2回病床部会＞（9月中旬頃）

- 1 病床機能の意向調査の集計結果を説明
- 2 地域保健医療計画への記載内容案等について説明・協議
- 3 分科会に分かれて協議
 - ・各病院等から順次説明（意向調査回答の趣旨等）
 - ・協議，情報交換等

＜各病院等での検討等＞（9月～10月）

- 1 原則として，意向調査の回答内容に基づいて平成29年度病床機能報告を行う。
- 2 分科会での協議等により意向調査の回答内容を変更する場合は，事務局に連絡するとともに，変更後の内容で病床機能報告を行う。

【留意事項】

- 1 現時点では，病床機能の選択と診療報酬との関係，介護医療院の詳細などが示されていませんが，それらが想定外の内容で決定されたような場合には，当然，病床機能の選択を再検討することが可能です。
- 2 したがって，住民のために，呉地域の医療機能の分化と連携を進め，医療資源の有効活用を図るという観点に絞っての協議・検討をお願いします。

3. 報告項目の概要

3-1. 報告様式1における報告項目の概要

※詳細は報告様式 1 記入要領（「病院用」、「有床診療所用」）をご覧ください。

(1)「I 各病棟の病床が担う医療機能」について

病棟ごとに、以下の各時点につき、病棟単位の医療機能を下記の表の4つの機能（**高度急性期機能／急性期機能／回復期機能／慢性期機能**）の中から、各医療機関のご判断で**必ず1つ**を選び、ご回答ください（回答必須）。

なお、特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取り扱いとして、特定入院料等を算定する病棟については、一般的には、以下のとおりそれぞれの機能として報告するものとされています。ただし、当該特定入院料を算定していない場合であっても、それぞれの機能を提供している場合には各機能を選択することができます。

○4つの医療機能

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	<p>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能</p> <p>※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急入院料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ・特定集中治療室管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・新生児治療回復室入院管理料
急性期機能	<p>○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料
回復期機能	<p>○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能</p> <p>○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料 ・回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期機能	<p>○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能</p> <p>○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能</p> <p>※算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊疾患入院医療管理料 ・療養病棟入院基本料 ・特殊疾患病棟入院料 （・地域包括ケア病棟入院料）

- 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できることにご留意ください。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。

○ご報告いただく医療機能の時期

医療機能	回答の仕方
2016（平成 28）年 7 月 1 日時点の機能	平成 28 年 7 月 1 日時点で当該病棟が担う医療機能について、いずれか 1 つ選択してご記入ください。
6 年が経過した日における病床の機能の予定	6 年が経過した日（平成 34 年 7 月 1 日時点）において当該病棟が担う病床の機能の予定について、いずれか 1 つ選択してご記入ください。
2025（平成 37）年 7 月 1 日時点の機能（任意）	平成 37 年 7 月 1 日時点で当該病棟が担う予定の医療機能について、いずれか 1 つ選択してご記入ください。
6 年以内に変更予定がある場合	6 年が経過した日（平成 34 年 7 月 1 日時点）の病床の機能の予定に向けて、6 年以内に変更予定がある場合は、その変更予定年月、変更後の機能についてもご記入ください。

○有床診療所における医療機能について

有床診療所については **1 病棟** と考え、**有床診療所単位** でご回答ください。その際には、病院と同様に、4 つの医療機能（高度急性期機能／急性期機能／回復期機能／慢性期機能）の中から 1 つを選択してください。有床診療所は、病床数が 19 床以下と小規模であり、また、地域の医療ニーズに対応して多様な役割を担っていることを踏まえ、以下のような機能の選択の例が考えられます。

（例）

- ・ 産科や整形外科等の単科で手術を実施している有床診療所 → 急性期機能
- ・ 在宅患者の急変時の受入れや急性期経過後の患者の受入れ等幅広い病期の患者に医療を提供している有床診療所 → 急性期機能又は回復期機能のいずれか
- ・ 病床が全て療養病床の有床診療所 → 慢性期機能